

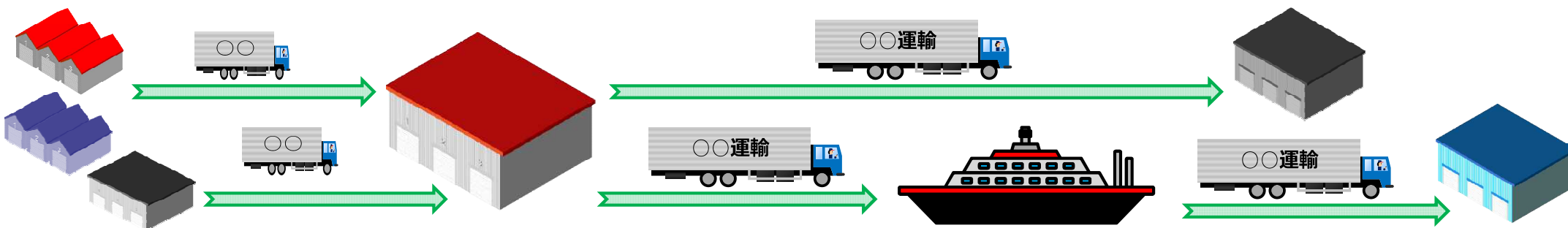
<事業の概要>

宮崎県内で生産される青果物を全国に輸送。輸送ピークは11月～6月。
 青果物は年中出荷されるが、農産物ごとに出荷時期、ルート、市場（着荷主）が異なる。

<特徴>

全国に輸送しているが、仕向地によってトラック、フェリーを使い分けて輸送。
 具体的には、関東、関西方面へは、宮崎～神戸間のフェリーを活用し、残りの行程をトラックで輸送している。トラックのみの輸送は、概ね広島県が再遠。
 九州内の市場へは翌日、関西・関東の市場へは翌々日に納品が指定されている（商習慣）。

農家 → 運送 → 集配送センター（保管） → 運送 → 市場 → 運送 → 消費者



パイロット事業の集団

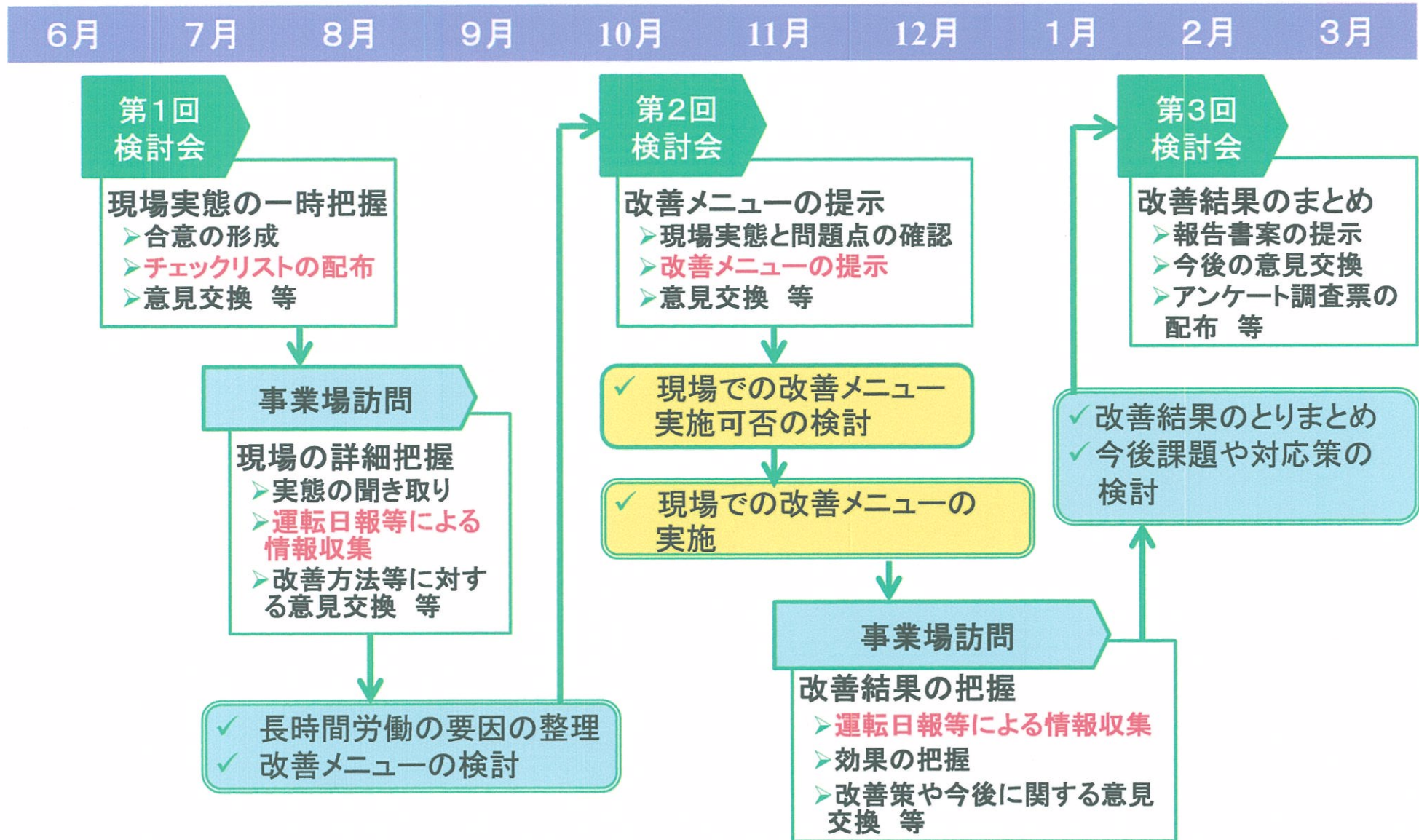
発荷主	宮崎県経済農業協同組合連合会（青果物出荷）	青果物の集約・保管・発送
元受運送事業者	(株)JA物流みやざき（利用運送）（従業員26名）	運送会社に運送依頼
下請運送事業者	(有)宮崎配送センター（保有車両数62両、運転手48名）	トラックによる輸送
着荷主	東京大田市場内卸売会社、大阪本条市場内卸売会社	青果物の卸売

九州におけるパイロット事業集団の選定状況

H28.8.3現在

	発 荷 主	元請運送事業者	下請運送事業者	着 荷 主	選定理由等	実施予算	コンサルタント
福 岡	工業製品工場	一般貨物自動車運送事業者	なし	物流会社	手待ち時間等の改善 ほか	全ト協	決定
佐 賀	加工食品	一般貨物自動車運送事業者	調整中	調整中	手待ち時間等の改善 ほか	全ト協	決定
長 崎	食品	一般貨物自動車運送事業者 (利用運送 兼業)	なし	食品	手待ち時間等の改善 ほか	全ト協	決定
熊 本	青果物	調整中	調整中	調整中	手待ち時間等の改善 ほか	全ト協	決定
大 分	鶏卵	一般貨物自動車運送事業者	なし	着荷主なし	手待ち時間等の改善 ほか	全ト協	決定
宮 崎	宮崎県経済農業協同組合連合会 (青果物)	(株)JA物流みやざき 利用運送事業者 (一般貨物自動車運送事業 兼業)	(有)宮崎配送センター	東京大田市場内卸売会社 大阪本場市場内卸売会社	宮崎県の主要産業で あり長時間労働の実 態を改善	厚労省	決定
鹿児島	加工食品工場	利用運送事業者 (一般貨物自動車運送事業 兼業)	一般貨物自動車運送事業者	着荷主なし	発荷手待ち時間、 荷役時間等の改善	国交省	公募中

パイロット事業の進め方とスケジュール



トラック運転者労働条件改善事業（パイロット事業）実施計画書（抜粋）

平成28年6月
株式会社日通総合研究所

1 事業の目的

トラック運転者は、他業種の労働者と比較して長時間労働の実態にあり、労働基準関係法令や「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（以下「改善基準告示」という。）違反が高水準で推移し、また、脳・心臓疾患の労災支給決定件数が最も多い職種となっているなど、その労働条件及び安全衛生の確保及び改善を一層推進することが喫緊の課題となっている。これらの背景として、荷主との関係から労働時間の短縮が進まないこと、多重的な請負構造から適切な運行管理がなされていない等の問題があげられる。

このような状況を踏まえ、トラック運転者の労働条件改善事業（パイロット事業）として、荷主、元請運送事業者及びその元請運送事業者の下請運送事業者を含めた検討会を設置するとともに、自動車運行管理アドバイザーによる個別指導等を通じ、運送事業者自らの努力と荷主の協力を得て、長時間労働の抑制を行うことにより、安全衛生の確保・向上等を図ることとする。

2 事業の項目・内容

トラック運転者労働条件改善事業（パイロット事業）として、荷主、元請運送事業者及びその元請運送事業者の下請運送事業者を含めた検討会を設置するとともに、自動車運行管理アドバイザーによる個別指導等を通じ、運送事業者自らの努力と荷主の協力を得て、長時間労働の抑制を行う。

（1）対象集団の決定

荷主、荷主からの運送を直接依頼される元請運送事業者及びその元請運送事業者からさらに直接依頼をされる下請運送事業者といった多重的な請負構造を有している集団を1集団とし、厚生労働省から提供された事業場の情報に基づき20集団を決定する。

なお、1集団当たり4事業場以上で構成される集団とし、必ずしもすべての請負関係にある貨物自動車運送業者を対象とはしない。

（2）自動車運行統括管理チーフアドバイザーの選任

本事業全体の統括・管理を行うため、下記（3）の自動車運行管理チーフアドバイザーの中から自動車運行統括管理チーフアドバイザーを1名選任する。

（3）自動車運行管理チーフアドバイザーの選任

下記（7）①の検討会の運営を統括し、その管理、調整、支援等本事業全体の統括・管理を行うため、自動車運行管理チーフアドバイザー（以下「チーフアドバイザー」という。）を選任し、下記①の業務を行う。

①チーフアドバイザーの業務

(i) 年間スケジュールの作成

トラック運転者労働条件改善事業の年間スケジュールを策定する。なお、スケジュールを決める際には事前に厚生労働省と協議を行う。

(ii) 自己診断チェックリストの作成・実施・分析（詳細は下記（5））

(iii) 打合せ会議（詳細は下記（6））

(iv) 検討会（詳細は下記（7））

(v) アドバイザーと協議・相談

事業を円滑に進めるため、自動車運行管理アドバイザーと適宜協議・相談を行いながら事業を運営する。

(vi) 事業場訪問結果の分析（詳細は下記（7））

(vii) アンケートの実施（詳細は下記（8））

(viii) 報告書の作成（詳細は下記（10））

②チーフアドバイザーの選任

チーフアドバイザーは、運送業界の経営、労働基準関係法令、改善基準告示等に深い知識や経験を有する、本委託事業の仕様書にある厚生労働省の要件を満たす者から6名（5集団に対して最低1名以上との要件を満たす）選任する。なお、チーフアドバイザーの選任に当たっては、その候補者を厚生労働省に示し、当該候補者が要件を満たしていることについて厚生労働省の確認を得ることとする。

(4) 自動車運行管理アドバイザーの選任

荷主が元請運送事業者に対して行っている発注方法又は元請運送事業者が下請運送事業者に対して行っている発注方法が、自動車運転者の労働時間や改善基準告示の遵守状況に与えている影響等を分析し、荷の発注方法等の改善点等の指導・助言を行わせるため、自動車運行管理アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を選任し、下記①の業務を実施する。

①アドバイザーの業務

(i) 自己診断チェックリストの回収・分析（詳細は下記（5））

(ii) 打合せ会議（詳細は下記（6））

(iii) 検討会（詳細は下記（7））

(iv) チーフアドバイザーと協議・相談

事業を円滑に進めるため、適宜チーフアドバイザーと協議・相談を行いながら事業を運営する。

(v) 事業場訪問及び訪問結果の取りまとめ・分析（詳細は下記（7））

②アドバイザーの選任

アドバイザーは、労働基準関係法令、改善基準告示等に深い知識や経験を有する、本委託事業の仕様書にある厚生労働省の要件を満たす者から選任する。アドバイザーを選

任するに当たっては、その候補者を厚生労働省に示し、当該候補者が要件を満たしていることについて厚生労働省の確認を得ることとする。

なお、アドバイザーは、チーフアドバイザーを含め検討会ごとに2名選任する。

(5) 自己診断チェックリストの作成・実施・分析

①目的等

チーフアドバイザー及びアドバイザーが検討会を構成する事業場における自動車運転者の労働時間の実態、荷主等からの受注の現状、労働時間短縮の隘路等を把握することを目的とする。チーフアドバイザーが自己診断チェックリスト（以下「チェックリスト」という。）として「荷主企業用」、「元請運送事業者用」、「実運送事業者用」をそれぞれ作成する。

②項目

チェックリストの項目は、下記を原則として検討、作成する。なお、チェックリストの対象期間は直近1年間とし、チェックリストの項目を決める際には、事前に厚生労働省と協議を行うこととする。

- (i) 1日の拘束時間、1か月の拘束時間、休息期間、運転時間（2日平均での1日当たりの運転時間、2週間平均での1週間当たりの運転時間）、連続運転時間について、改善基準告示を遵守しているかどうかについて。
- (ii) 労働時間や拘束時間、特に荷待ち時間の頻度や時間について。
- (iii) 労働時間や拘束時間、特に荷待ち時間が長くなっている原因について。
- (iv) 発注方法の改善により自動車運転者の労働時間等が改善されると思われる事項について

③実施方法

- (i) このチェックリストは、チーフアドバイザーが第1回検討会（詳細は下記（7））で検討会を構成する事業主に配布するとともに、アドバイザーの1回目の事業場訪問（詳細は下記（7））までにチェックリストを記入するよう依頼する。
- (ii) アドバイザーは1回目の事業場訪問時に内容を確認の上、チェックリストを回収する。
- (iii) チーフアドバイザーは、アドバイザーと協力の上、アドバイザーが回収したチェックリストの内容から長時間労働の原因や、抑制の阻害要因などについて分析し、その結果を第2回検討会（詳細は下記（7））の検討資料として活用する。

(6) チーフアドバイザー及びアドバイザーによる打合せ会議の開催

上記（1）により選定した集団毎に、チーフアドバイザー及びアドバイザーによる打合せ会議を、各検討会を開催する前に1回以上行い、対象集団の概要、下記（7）の検討会の進め方、発注方法が自動車運転者の労働時間や改善基準告示の遵守状況に与える影響等について検討、確認する。

(7) 検討会の設置及び個別事業場に対する調査、指導等

①検討会の設置及び開催

上記(1)により選定した集団ごとに、発着荷主、元請運送事業者及び下請運送事業者、担当するチーフアドバイザー及びアドバイザーが参加する検討会を設置し、下記(i)～(iii)の内容を基にした検討会を年3回開催する。

- (i) 第1回検討会では、本事業の趣旨の理解及び自動車運転者の労働時間の改善に対する気運の醸成を図り、上記(5)のチェックリストを配付する。
- (ii) 第2回検討会では、アドバイザーの事業場訪問の結果分析や上記(5)のチェックリストにより把握した自動車運転者の労働時間の改善のための荷主の発注方法等の問題点とその改善策に関する検討を行う。また、チェックリストの分析結果を参加事業場に周知する。
- (iii) 第3回検討会では事業の結果報告、取組事例、今後の課題等を議論し、検討会ごとの報告書を取りまとめる。

なお、検討会の設置に向けて、主に各集団の荷主の理解を深めることを目的に、事前説明のための個別訪問を行うこととする。

②個別事業場に対する調査、指導等

アドバイザーは、検討会を構成する全ての事業場を第1回と第2回の検討会の間に1回、第2回と第3回の検討会の間に1回の計2回訪問する。なお、訪問の際は下記(i)及び(ii)に従って指導・助言を行う。

- (i) 1回目の事業場訪問では、自動車運転者の労働時間の実態、荷主が元請運送事業者に対して行っている発注方法又は元請運送事業者が下請運送事業者に対して行っている発注方法が自動車運転者の労働時間や改善基準告示の遵守状況に与えている影響等を把握するとともに、労働基準法や改善基準告示に関する指導・助言を行う。
また、荷主、元請運送事業者及び下請運送事業者に配付した上記(5)のチェックリストを回収する。
- (ii) 2回目の事業場訪問では、第1回・第2回検討会で検討された改善策の実施状況の確認、具体的な実施方法の指導・助言を行う。
- (iii) その他必要と認められる場合には、具体的な実施方法の指導・助言等必要な支援を行うこと。
- (iv) チーフアドバイザーは、アドバイザーの個別事業場への1回目及び2回目の訪問後、アドバイザーと協力の上、チェックリストの分析結果と併せて、実情の分析、長時間労働の原因や抑制の阻害要因の分析、今後の指導方針等について検討し、具体的な実施方法の指導・助言等必要な支援を行う。

(8) 事業目標の検証に向けたアンケートの実施

- (i) 本事業終了時に、本検討会に参加した事業場に対し、本事業が労働時間の削減、改善基準告示の遵守等のために参考になったかどうかを確認するために、チーフアドバイザーがアンケート（荷主企業用、元請運送事業者用、実運送事業者用）を作成し、第3回検討会において検討会に参加する全事業場に配付・回収し、アドバイザーと協力の上その結果を分析する。
- (ii) アンケートの項目を決める際には、前年度のアンケートを参考とし、事前に厚生労働省と協議を行う。
- (iii) アンケートの集計・分析結果については、検討会ごとに取りまとめ、結果を検討会に参加する全事業場に送付する。

(9) 実施状況の情報提供等

厚生労働省の指示により、年度途中における本事業実施状況について、厚生労働省及び関係都道府県労働局労働基準部監督課等への情報提供および、会議等での報告等必要な協力を行う。

(10) 報告書の作成

上記(1)から(8)までの実施状況について具体的に記述した報告書を作成する。なお、この報告書には、検討会、個別指導及びチェックリストなどを通じて収集した改善策の取組事例及びアンケートの集計・分析結果を盛り込むものとする。

3 成果物（報告書）の作成・提出

上記2の実施状況について具体的に記述した報告書をそれぞれ作成する。

ここで作成した報告書については、平成29年3月25日までに厚生労働省（労働基準局監督課）に、報告書100部、概要版500部を納入する。また、都道府県労働局労働基準部監督課にも配布する（各都道府県労働局（47局）にそれぞれ報告書5部、概要版200部）。併せて、成果物に係る電子データ（使用ソフトについては事前に厚生労働省と調整を行う。）をCD等に記録し、厚生労働省本省に2部提出する。

報告書に係る著作権等一切の権利は厚生労働省に帰属する。

4 事務局の設置

検討会の日程調整や資料作成等のため、事務局を設置する。

事務局は、株式会社日通総合研究所（東京都港区東新橋一丁目9番3号）とする。

5 スケジュール

作業項目	年月	平成 28 年										平成 29 年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
チーフアドバイザー														
①年間スケジュール作成		■												
②チェックリスト作成			■	■										
③打合せ会議			○					○			○			
④検討会（1回目）				○										
⑤アドバイザーと協議・相談		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
⑥個別訪問の分析（1回目）						■	■	■						
⑦検討会（2回目）									○					
⑧個別訪問の分析（2回目）									■	■	■			
⑨アンケートの作成										■	■			
⑩検討会（3回目）												○		
⑪報告書等作成												■	■	
アドバイザー														
①打合せ会議			○						○			○		
②検討会（1回目）				○										
③チーフアドバイザーと協議・相談		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
④個別訪問（1回目）					■	■	■	■						
⑤検討会（2回目）									○					
⑥個別訪問（2回目）								■	■	■				
⑦検討会（3回目）												○		
事務局														
①打合せ会議・検討会の案内通知作成・発送		■	■											
②打合せ会議・検討会の資料作成		■	■											
③チェックリスト年間スケジュール作成補助		■	■	■										
④打合せ会議調整		■												
⑤打合せ会議出席			○						○			○		
⑥検討会（1回目）の日程調整・資料作成			■											
⑦検討会（1回目）				○										
⑧チェックリストの発送					■	■								
⑨個別訪問日程調整（1回目）					■	■	■	■						
⑩チェックリストの取りまとめ					■	■	■	■						
⑪個別訪問の中間分析補助					■	■	■	■						
⑫検討会（2回目）の日程調整・資料作成								■						
⑬検討会（2回目）									○					
⑭個別訪問日程調整（2回目）								■	■	■	■			
⑮個別訪問の分析補助								■	■	■	■			
⑯検討会（3回目）の日程調整・資料作成										■	■			
⑰検討会（3回目）												○		
⑱報告書等作成の補助												■	■	

トラック運転者の労働条件に関する自己診断チェックリスト

問1. 貴事業場名・ご担当者について

貴事業場名		
ご担当者	氏名	部署名 役職名 ご連絡先

問2. 貴事業場では、委託先運送事業者のトラック運転者の過重労働防止等労働条件の改善について、どのようにお考えですか。該当する番号の1つに○印をつけて下さい。

1. 自社（発荷主）が主体となって解決すべき問題である。
2. 配送先（着荷主）が主体となって解決すべき問題である。
3. 運送事業者が主体となって解決すべき問題である。
4. 自社（発荷主）と配送先（着荷主）が一体となって解決すべき問題である。
5. 自社（発荷主）と運送事業者が一体となって解決すべき問題である。
6. 配送先（着荷主）と運送事業者が一体となって解決すべき問題である。
7. 現状でよい。

問3. 貴事業場では、委託先運送事業者のトラック運転者の過重労働防止等労働条件の改善のために、取組みを行ったことがありますか。該当する番号の1つに○印をつけて下さい。

1. 取組みを定期的に行っている。
2. 取組みを過去に行った。
3. 取組みを行ったことはない。

問4. 問3. で『1』または『2』に○とお答えの場合、具体的にどのような取組みを行ったかお答えください。該当する番号の1つに○印をつけて下さい。

1. 元請運送事業者と協議を行った。
2. 実運送事業者と協議を行った。
3. 元請運送事業者、実運送事業者と協議を行った。
4. 販売先（着荷主）と協議を行った。
5. その他（具体的に

問5. 貴事業場では、トラック運転者の過重労働防止等労働条件の改善のために、委託先運送事業者から申し入れを受けたことがありますか。該当する番号の1つに○印をつけて下さい。また、申し入れ内容をご記入ください。

1. 元請運送事業者から申し入れを受けた。
2. 実運送事業者から申し入れを受けた。
3. 元請運送事業者、実運送事業者双方から申し入れを受けた。
4. 申し入れを受けたことはない。

問6. トラック運転者は「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下「改善基準告示」)を遵守する必要があります。貴事業場では、「改善基準告示」の内容をご存知ですか。該当する番号の1つに○印を付けて下さい。

1. 改善基準告示の詳しい内容を知っている。
2. 改善基準告示のおおよその内容は知っている。
3. 改善基準告示の存在は知っているが、内容までは知らない。
4. 改善基準告示の存在も内容も知らない。

問7. 問6で『1』または『2』とお答えになった方は、下記の「改善基準告示」の内容について、該当する番号の1つに○印を付けて下さい。

問6. で『3』または『4』とお答えになった方は問7. はご回答いただかなくて結構ですが、下記の「改善基準告示の内容」をお読み下さい。

改善基準告示の内容		知っている	知らない
1か月の拘束時間について	自動車運転者の1か月の拘束時間は293時間以内。又は、これを延長する場合、書面による労使協定を締結し、293時間を超える月は1年のうち6か月までとし、1年間の拘束時間が3,516時間を超えない範囲内で、1か月の拘束時間を320時間以内とする。	1	2
1日の拘束時間について	自動車運転者の1日(始業時刻から起算して24時間をいう。)の拘束時間は13時間以内とし、これを延長する場合であっても16時間以内とする。	1	2
1日の拘束時間(13時間)の延長の回数について	自動車運転者の1日の拘束時間(13時間)を延長する場合、15時間を超える回数は1週間につき2回以内とする。	1	2
休息期間について	自動車運転者の勤務と次の勤務の間の休息期間(使用者の拘束を受けない期間をいう)を、継続8時間以上与える。	1	2
分割休息期間について	自動車運転者の勤務と次の勤務の間の休息期間を分割して与える場合、1日において1回当たり継続4時間以上、合計10時間以上与える。	1	2
1日の運転時間について	自動車運転者の1日の運転時間は、2日(始業時刻から起算して48時間をいう)を平均して1日当たり9時間以内とする。	1	2
1週間の運転時間について	自動車運転者の2週間を平均した1週間当たりの運転時間は44時間以内とする。	1	2
連続運転時間について	自動車運転者の連続運転時間を、4時間以内とする。 運転の中断は、①連続した30分以上とする、②1回が連続10分以上で、かつ、合計が30分以上となるように分割する、のいずれでも構わない。	1	2

問8. 本事業の対象とする委託先の運送事業者のトラック運転者は、「改善基準告示」を遵守できていると思いますか。該当する番号の1つに○印をつけて下さい。

1. 全て守れていると思う。
2. 概ね守れていると思う。
3. 守れていない項目があると思う。
4. あまり守られていないと思う。
5. 知らない・わからない。

問9. 問8. で『3』または『4』に○とお答えの場合、守れない要因はどこにあるとお考えですか。該当する番号全てに○印をつけて下さい。(複数回答可)

1. 運送事業者側で荷主からのオーダーに合わせた効率的な運行計画が作れない。
2. ドライバーが指示通りに運行しない。
3. 運送事業者側の労働時間管理が正確ではない。
4. ドライバーの運転日報への記入が不正確である。
5. 発荷主からの発注等オーダーが厳しい。
6. 発荷主先で手待ち時間が発生する。
7. 配送先(着荷主)で手待ち時間が発生する。
8. その他

（具体的に

問10. トラック運転者の労働時間や拘束時間が長くなることによって、運送コストへの影響はどのようにお考えですか。該当する番号の1つに○印をつけて下さい。

1. 全く影響はない。
2. 多少は影響がある。
3. 大いに影響がある。
4. わからない。

問11. 問10. で、『2』または『3』に○とお答えの場合、そのコストは誰が負担していますか。該当する番号の1つに○印をつけて下さい。

1. 発荷主である当社が負担している。
2. 販売先(着荷主)への価格に反映させている(販売先で負担している)。
3. 発荷主である当社と運送事業者の双方で負担している。
4. 販売先(着荷主)と運送事業者の双方で負担している。
5. 運送事業者が負担している。
6. わからない
7. その他

（具体的に

問12. 貴事業場では、「荷主勧告制度（※）」の内容をご存知ですか。該当する番号の1つに○印をつけて下さい。

※「荷主勧告制度」とは、トラック運送事業者が行った過積載運行等の違反行為について、荷主が指示するなど荷主の主体的な関与があった場合に、国土交通省が当該荷主に対して是正措置を勧告し、トラック運送事業者の違反行為の再発防止を図る制度。荷主名及び事案の概要が公表されるものです。

1. 詳しい内容を知っている。
2. おおよその内容を知っている。
3. 存在は知っているが、内容までは知らない。
4. 存在も内容も知らない。

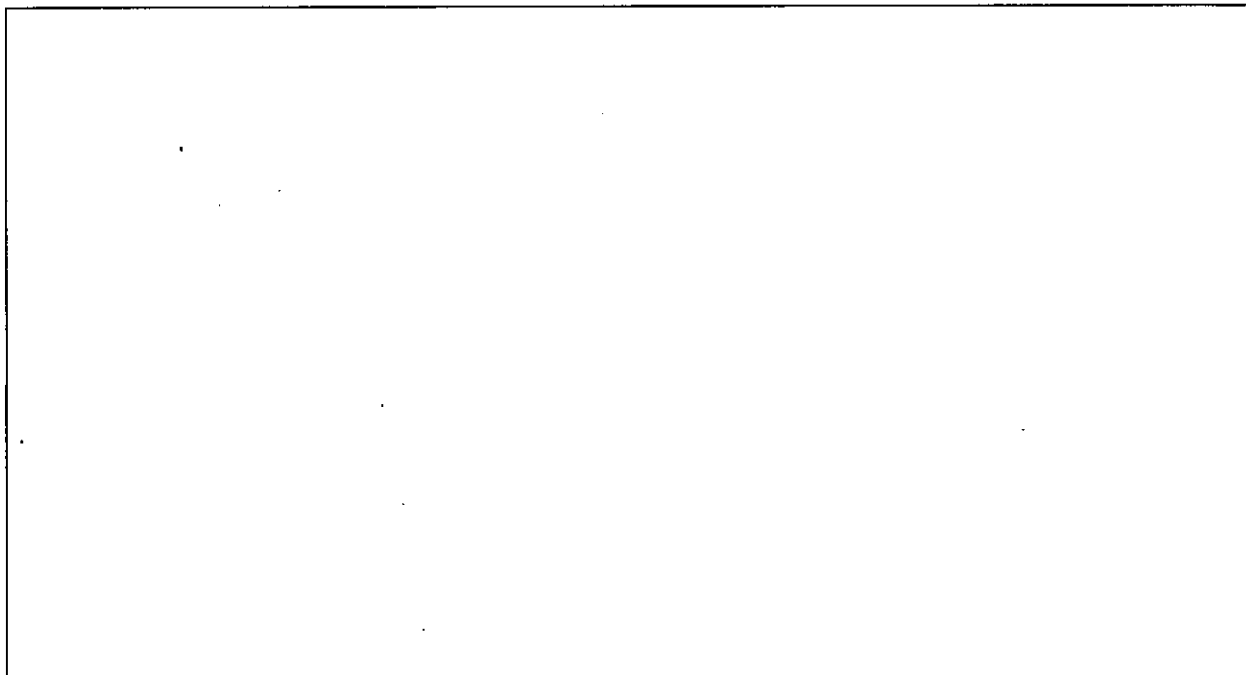
問13. 貴事業場では、本事業の対象とする荷役作業、付帯作業は誰が担当していますか。項目毎に該当する番号の1つに○印をつけて下さい。

荷役作業の内容	自社（発荷主）が担当	運送事業者が担当	販売先（着荷主）が担当
積込み	1	2	3
荷卸し	1	2	3
その他付帯作業（棚入れ、商品仕分け、検品等、下欄に具体的にご記入下さい）	—	—	—
	1	2	3
	1	2	3
	1	2	3

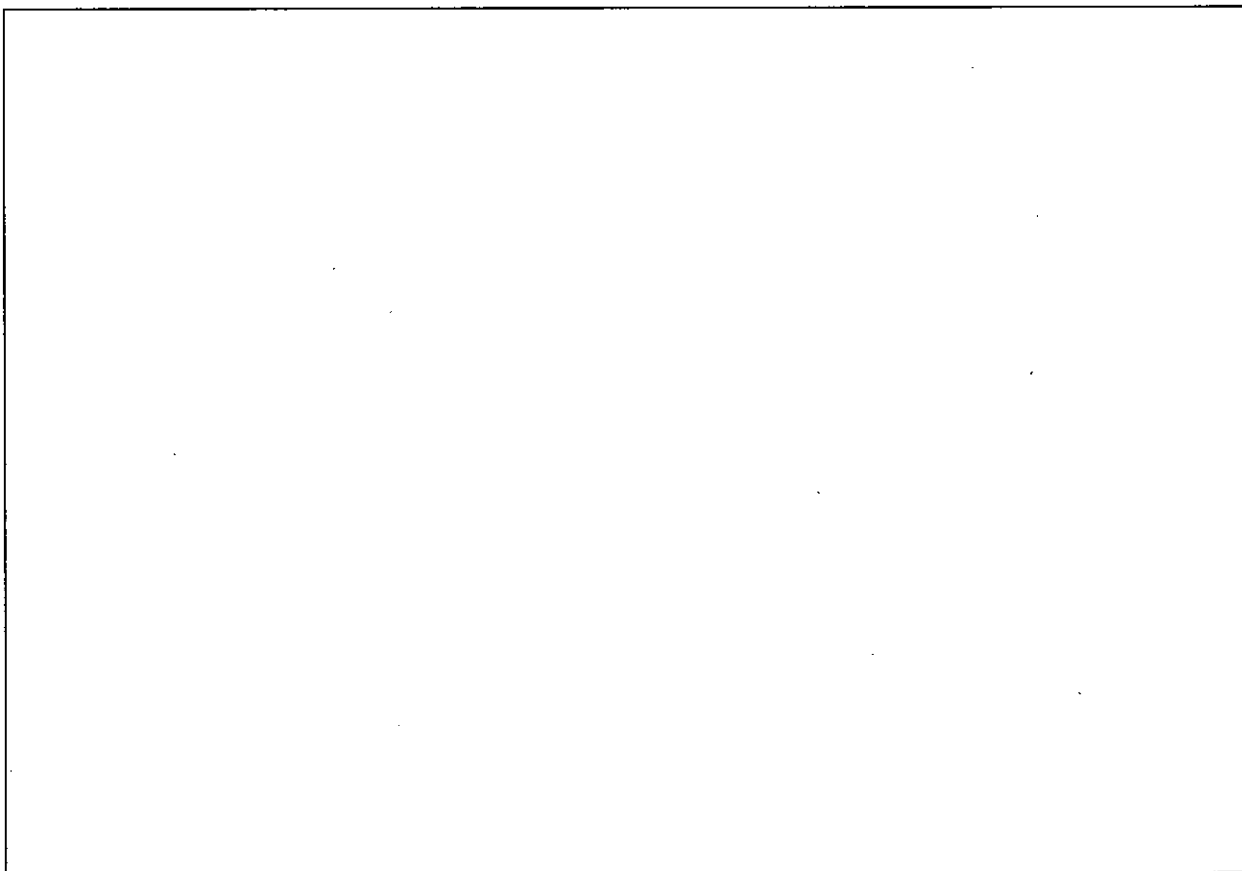
問14. 問13. で、『2』に○とお答えの場合、その作業依頼状況について、項目毎に該当する番号の1つに○印をつけて下さい。

荷役作業の内容	契約を书面化している	口頭で依頼している	事前連絡なくその場で依頼している
積込み	1	2	3
荷卸し	1	2	3
その他付帯作業（棚入れ、商品仕分け、検品等、下欄に具体的にご記入下さい）	—	—	—
	1	2	3
	1	2	3
	1	2	3

問15. これまでにトラック運転者の労働時間の短縮化に向けて工夫、配慮をされたことはあるでしょうか。また、短縮化に向けて、お気づきの点やお考え、ご意見等ございましたら、何なりとご自由にご記入下さい。



問16. 本事業の対象とする委託先の運送事業者のトラック運転者の労働時間等について、お気づきの点やお考え、ご意見等ございましたら、何なりとご自由にご記入下さい。



◆ご協力ありがとうございました◆

トラック運転者の労働条件に関する自己診断チェックリスト

1. 貴事業場の概要について

貴事業場名					
ご担当者	氏名	部署名 役職名 ご連絡先			
貴事業場の労働者数	人（うちトラック運転者数 人）				
貴事業場の保有車両数	大型	台、	中型	台、	小型 台、その他 台

2. 労働時間管理について

貴事業場では、トラック運転者の労働時間管理は、どのような方法で行っていますか。該当する番号に○印をつけて下さい。

1. 全ての車両にデジタルタコグラフを装着して管理している。
2. 大型車等タコグラフの装着義務付け車両にはデジタルタコグラフを装着して管理し、それ以外は、運転日報で管理している。
3. 大型車等タコグラフの装着義務付け車両でもデジタルタコグラフは一部の装着で、運転日報で管理している。
4. デジタルタコグラフは装着しておらず、全て運転日報で管理している。
5. その他（具体的に

--

3. 運送事業者は「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（以下「改善基準告示」。）を遵守する必要があります。

以下では、貴事業所のトラック運転者について「過去1年間の状況」を自己診断し、該当する番号に○印をつけて下さい。

(1) 1か月の拘束時間について

トラック運転者の1か月の拘束時間は293時間以内としていますか。又は、これを延長する場合、書面による労使協定を締結し、293時間を超える月は1年のうち6か月までとし、1年間の拘束時間が3,516時間を超えない範囲内で、1か月の拘束時間を320時間以内としていますか。

書面による労使協定を締結していない		書面による労使協定を締結し、1か月の拘束時間（293時間）を延長している			
1か月の拘束時間は293時間以内である	1か月の拘束時間が293時間を超える場合がある	1か月の拘束時間は320時間以内で、延長した月が1年のうち6か月以下であり、1年間の拘束時間は3,516時間以内である	1か月の拘束時間が320時間を超える場合がある	延長した月が、1年のうち6か月を超える場合がある	1年間の拘束時間が3,516時間を超える場合がある
1	2	3	4	5	6

※2、4、5、6については改善が必要です。

(2) 1日の拘束時間について

トラック運転者の1日(始業時刻から起算して24時間をいう。)の拘束時間は13時間以内とし、これを延長する場合であっても16時間以内としていますか。

1日の拘束時間は13時間以内である	1日の拘束時間は13時間を超える場合があるが、16時間以内である	1日の拘束時間が16時間を超える場合がある
1	2	3

※3については改善が必要です。

(3) 1日の拘束時間(13時間)の延長の回数について

トラック運転者の1日の拘束時間(13時間)を延長する場合、15時間を超える回数は1週間につき2回以内としていますか。

1週間につき2回以内である	1週間につき2回を超える場合がある
1	2

※2については改善が必要です。

(4) 休息期間について

トラック運転者の勤務と次の勤務の間の休息期間(使用者の拘束を受けない期間をいう)を、継続8時間以上与えていますか。

休息期間は継続8時間以上である	休息期間が継続8時間未満の場合がある
1	2

※2については改善が必要です。

(5) 分割休息期間について

トラック運転者の勤務と次の勤務の間の休息期間を分割して与える場合、1日において1回当たり継続4時間以上、合計10時間以上与えていますか。

業務の必要上、勤務の終了後に継続した8時間以上の休息期間を与えることが困難な場合には、2か月程度の期間を限度に、一定期間(原則として2週間から4週間程度)における全勤務回数の2分の1の回数を限度として、休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間の経過直後に分割して与えることができます。分割された休息期間は、1日(始業時刻から起算して24時間をいう)において1回当たり継続4時間以上、合計10時間以上でなければなりません。

分割休息を採用していない	分割休息は継続4時間以上、合計10時間以上である	分割休息が継続4時間未満または合計10時間未満の場合がある
1	2	3

※3については改善が必要です。

(6) 1日の運転時間について

トラック運転者の1日の運転時間は、2日(始業時刻から起算して48時間をいう)を平均して1日当たり9時間以内としていますか。

1日の運転時間は9時間以内である	1日の運転時間が9時間を超える場合がある
1	2

※2については改善が必要です。

【参考】改善基準告示に違反するか否かの判断方法は、下記の2つの式に当てはめた場合に、そのいずれも9時間を超える場合に違反となります。

$$\frac{(\text{特定日の前日の運転時間})+(\text{特定日の運転時間})}{2}, \frac{(\text{特定日の運転時間})+(\text{特定日の翌日の運転時間})}{2}$$

(7) 1週間の運転時間について

トラック運転者の2週間を平均した1週間当たりの運転時間は44時間以内としていますか。

1週間の運転時間は44時間以内である	1週間の運転時間が44時間を超える場合がある
1	

※2については改善が必要です。

(8) 連続運転時間について

トラック運転者の連続運転時間を、4時間以内としていますか。

連続運転時間は4時間が限度です。運転の中断は、①連続した30分以上とする、②1回が連続10分以上で、かつ、合計が30分以上となるように分割する、のいずれでも構いません。

連続運転時間は4時間以内である	運転開始後4時間以内に運転の中断があるが、その合計時間が30分未満の場合がある	連続運転時間が4時間を超えており、4時間以内に運転の中断時間はない場合がある
1		

※2、3については改善が必要です。

※上記の設問で、改善基準告示が『遵守できていない状況がある』場合は次の4. にお答え下さい。
 ※上記の設問で、改善基準告示が『遵守できていない状況がない』場合は13ページの10. にお答え下さい。

4. 前の3. で、改善基準告示が『遵守できていない状況がある』現場で、遵守できない要因はどこにあるとお考えですか。該当する番号全てに○印をつけて下さい。(複数回答可)

1. 発荷主からのオーダーに合わせた効率的な運行計画が作れない。
2. ドライバーが指示通りに運行しない。
3. 労働時間管理が正確ではない。
4. 運転日報への記入が不正確である。
5. 発荷主からの発注等オーダーが厳しい。
6. 発荷主先で手待ち時間が発生する。
7. 配送先(着荷主)で手待ち時間が発生する。
8. その他 (具体的に

5. 前の3. で、改善基準告示が『遵守できていない状況がある』現場は、今回の改善事業の対象となる荷主の業務の影響がありますか。該当する番号に○印をつけて下さい。

1か月の拘束時間について	1. 影響がある	2. 影響はない
1日の拘束時間について	1. 影響がある	2. 影響はない
1日の拘束時間(13時間)の延長の回数について	1. 影響がある	2. 影響はない
休息期間について	1. 影響がある	2. 影響はない
分割休息期間について	1. 影響がある	2. 影響はない
1日の運転時間について	1. 影響がある	2. 影響はない
1週間の運転時間について	1. 影響がある	2. 影響はない
連続運転時間について	1. 影響がある	2. 影響はない

6. 今回の改善事業の対象となる荷主に従事するトラック運転者の労働時間等の実態を、それぞれチェックして下さい。

具体的には、平成28年6月分の実績から、各労働時間の項目が「最も長い運転者」及び「平均的な運転者」について該当する数値をそれぞれ記入して下さい。なお、「最も長い運転者」については、その運転者の勤務体系を、下表の選択肢から選び、番号を記入して下さい。

※休息期間のみ、「最も短い運転者」の実態を記入して下さい。

労働時間の項目	最も長い運転者		平均的な運転者	
	具体的な時間	勤務体系	具体的な時間	勤務体系
1か月の拘束時間	時間		時間	
1日の拘束時間	時間		時間	
休息期間	※ ここだけは、「最も短い運転者」の実態を記入して下さい。 時間		時間	
1日の運転時間	時間		時間	
1週間の運転時間	時間		時間	
連続運転時間	時間		時間	
1日の手待ち時間	時間		時間	
1か月の総労働時間	時間		時間	
1か月の時間外労働時間	時間		時間	

勤務体系の選択肢	1. 長距離貨物輸送を担当 2. 日帰り貨物輸送を担当 3. 長距離及び日帰りの両方を担当
----------	---

7. 今回の改善事業の対象となる荷主に従事するトラック運転者の労働時間について、何か問題が生じていますか。該当する番号全てに○印をつけて下さい。(複数回答可)

1. 発荷主の出荷時間が遅れ、手待ち時間が発生する。
2. 発荷主からの配車指示が遅く、計画的配車ができない。
3. 発荷主からの配車指示が突発的で計画的配車ができない。
4. 発荷主の要求するリードタイム（輸送時間）が短すぎる。
5. 配送先（着荷主）の庭先での荷役に時間がかかる。
6. 配送先（着荷主）で手待ち時間が発生する。
7. 高速道路を走行せず、一般道路を走行している。
8. その他

{

具体的に

※上記の設問で○印をつけた項目についてのみ、次の設問でそれぞれ具体的な状況を記入して下さい。

8. 前の7. での問題について、具体的に、どこで、どのような頻度で、どの程度の時間発生しているか、何が原因で発生するかについて、「現在わかる範囲で」具体的な状況を記入して下さい。
※前の7. で○印をつけていただいた影響についてのみご回答いただければ結構です。

【1. 発荷主の出荷時間が遅れ、手待ち時間が発生する。】

①手待ち時間は、「どこで」発生していますか。

(例えば、工場の出荷窓口、倉庫や物流センターの出荷窓口 等々)

②手待ち時間は、それぞれの発生場所で「どのような頻度で」発生していますか。

(例えば、毎日または毎回、1週間に○回程度、月に○回程度 等々)

③手待ち時間は、それぞれの発生場所で「どの程度の時間」、発生していますか。

(例えば、工場の出荷窓口で毎回○分程度 等々)

④手待ち時間は、それぞれの発生場所でどのような原因から発生していますか。

(例えば、積込みの車両が滞留しているため、順番待ちが発生するため 等々)

【2. 発荷主からの配車指示が遅く、計画的配車ができない。】

①配車指示の遅れは、どこからのものですか。

(例えば、荷主の工場の出荷担当者、荷主の物流業務の担当者 等々)

②配車指示の遅れは、それぞれの発生場所でどのような頻度で発生していますか。

(例えば、毎日または毎回、1週間に〇回程度、月に〇回程度 等々)

③配車指示の遅れは、それぞれの発生場所でどの程度の時間、発生していますか。

(例えば、工場の出荷窓口で毎回〇分程度 等々)

④配車指示の遅れは、それぞれの発生場所でどのような原因から発生していますか。

(例えば、製品の完成の遅れ、出荷作業の遅れ、連絡の遅れ 等々)

【3. 発荷主からの配車指示が突発的で計画的配車ができない。】

①突発的な配車指示は、どこからのものですか。

(例えば、荷主の工場の出荷担当者、荷主の物流業務の担当者 等々)

②突発的な配車指示は、それぞれの発生場所でどのような頻度で発生していますか。

(例えば、毎日または毎回、1週間に○回程度、月に○回程度 等々)

③突発的な配車指示は、それぞれの発生場所でどのように発生していますか。

(例えば、急な行き先の変更、出荷の停止、緊急出荷、貨物量の増加、貨物量の減少 等々)

④突発的な配車指示は、それぞれの発生場所でどのような原因から発生していますか。

(例えば、販売先からの要請で、荷主の社内の事情で 等々)

【4. 発荷主の要求するリードタイム（輸送時間）が短すぎる。】

①短すぎるリードタイムは、どこへのものですか。

（例えば、配送先の物流センター（具体的に〇〇）で、配送先の店舗（具体的に〇〇）で 等々）

②短すぎるリードタイムは、それぞれの発生場所でどのような頻度で発生していますか。

（例えば、毎日または毎回、1週間に〇回程度、月に〇回程度 等々）

③短すぎるリードタイムは、それぞれの発生場所でどのように発生していますか。

（例えば、配送先の物流センター（具体的に〇〇）まで片道△△k mが□□時間で 等々）

④短すぎるリードタイムは、それぞれの発生場所でどのような原因から発生していますか。

（例えば、配送先への到着時間厳守のため、途中の渋滞等による時間を考慮していないため 等々）

【5. 配送先（着荷主）の庭先での荷役に時間がかかる。】

①荷役に時間がかかる配送先は、どこですか。

（例えば、配送先の物流センター（具体的に〇〇）で、配送先の店舗（具体的に〇〇）で 等々）

②配送先の荷役に時間がかかる場合、それぞれの発生場所でどのような頻度で発生していますか。

（例えば、毎日または毎回、1週間に〇回程度、月に〇回程度 等々）

③配送先の荷役に時間がかかる場合、それぞれの発生場所でどの程度の時間、発生していますか。

（例えば、配送先の物流センターで毎回〇分程度 等々）

④配送先の荷役に時間がかかる場合、それぞれの発生場所でどのような原因から発生していますか。

（例えば、手卸しのため、フォークリフトの台数が少ないため、運送会社が棚への積みつけまで行うため 等々）

【6. 配送先（着荷主）で手待ち時間が発生する。】

①手待ち時間は、どこで発生していますか。

（例えば、配送先の物流センター（具体的に〇〇）で、配送先の店舗（具体的に〇〇）で 等々）

②手待ち時間は、それぞれの発生場所でどのような頻度で発生していますか。

（例えば、毎日または毎回、1週間に〇回程度、月に〇回程度 等々）

③手待ち時間は、それぞれの発生場所でどの程度の時間、発生していますか。

（例えば、配送先の物流センターで毎回〇分程度 等々）

④手待ち時間は、それぞれの発生場所でどのような原因から発生していますか。

（例えば、積込みの車両が滞留しているため、順番待ちが発生するため 等々）

【7. 高速道路を走行せず、一般道路を走行している。】

①一般道路の走行により時間を要している運行ルートはどこへのものですか。

(例えば、配送先の物流センター(具体的に〇〇)まで、配送先の店舗((具体的に〇〇)まで 等々)

②その運行ルートの輸送は、それぞれどのような頻度で発生していますか。

(例えば、毎日または毎回、1週間に〇回程度、月に〇回程度 等々)

③一般道路を利用することにより、どの程度、運行時間が余分にかかっていますか。

(例えば、配送先の物流センター(具体的に〇〇)まで片道△△kmが□□時間で 等々)

④高速道路を利用せず、一般道路を利用しているのは、どのような原因からですか。

(例えば、高速道路料金を収受できないため、自社内のコスト削減のため 等々)

【8. その他】

①その影響は、どこで発生していますか。

②その影響は、それぞれの発生場所でどのような頻度で発生していますか。

③その影響は、それぞれの発生場所でどの程度の時間、発生していますか。

④その影響は、それぞれの発生場所でどのような原因から発生していますか。

9. 前の7. で生じている問題について、荷主企業にどのような協力を仰げば、改善基準告示を遵守でき、労働時間が改善できるとお考えですか。該当する番号全てに○印をつけて下さい。(複数回答可)

1. 発荷主での荷役の機械化等による荷役時間の削減
2. 着荷主での荷役の機械化等による荷役時間の削減
3. 発荷主・着荷主での商慣行の改善 (具体的に)
4. 発注時刻の厳守・見直し
5. 出荷時刻の厳守・見直し
6. 発荷主での荷役作業の削減・解放
7. 配送先 (着荷主) での荷役作業の削減・解放
8. 配送先 (着荷主) への配達指定時刻の延長・柔軟化
9. 配送先 (着荷主) での手待ち時間の削減への口添え
10. 発荷主での物流施設の拡充・整備
11. 配送先 (着荷主) での物流施設の拡充・整備
12. その他 (具体的に)

10. トラック運転者の労働時間や拘束時間が長くなることによって、運送コストへの影響はどのようなお考えですか。該当する番号の1つに○印をつけて下さい。

1. 全く影響はない。
2. 多少は影響がある。
3. 大いに影響がある。
4. わからない。

11. 前の10. で、「2」または「3」に○とお答えの場合、そのコストは誰が負担していますか。該当する番号の1つに○印をつけて下さい。

1. 荷主企業が負担している。
2. 荷主企業と運送事業者 (当社) の双方で負担している。
3. 運送事業者 (当社) が負担している。
4. わからない
5. その他 (具体的に)

12. 前の11. で、「2」または「3」に○とお答えの場合、そのコストはどのような形で負担していますか。該当する番号全てに○印をつけて下さい。(複数回答可)

1. 会社の利益を少なくする。
2. 労働者の賃金水準を下げる。
3. 経営の効率化を図る。
4. その他 (具体的に)

13. 貴事業場では、本事業の対象とする荷役作業、付帯作業は誰が担当していますか。項目毎に該当する番号の1つに○印をつけて下さい。

荷役作業の内容	発荷主が担当	運送事業者が担当	配送先（着荷主）が担当
積み込み	1	2	3
荷卸し	1	2	3
その他付帯作業（棚入れ、商品仕分け、検品等、下欄に具体的にご記入下さい）	—	—	—
	1	2	3
	1	2	3
	1	2	3

14. 前の13. で、「2」に○とお答えの場合、その作業依頼状況について、項目毎に該当する番号の1つに○印をつけて下さい。

荷役作業の内容	契約を书面化している	口頭で依頼されている	事前連絡なくその場で依頼されている
積み込み	1	2	3
荷卸し	1	2	3
その他付帯作業（棚入れ、商品仕分け、検品等、下欄に具体的にご記入下さい）	—	—	—
	1	2	3
	1	2	3
	1	2	3

15. その他、改善基準告示の遵守に向けて、自社で必要な（取り組み可能な）取り組みがございましたら、お考えをお聞かせ下さい。

16. 改善基準告示が『遵守できている』現場でも、トラック運転者の労働時間をもっと短くしたい事例はありますか。また、改善基準告示を遵守するために工夫している取組みなどがありますか。ある場合には、具体的にお聞かせ下さい。

◆ご協力ありがとうございました◆

トラック運転者の労働条件に関する自己診断チェックリスト

問1. 貴事業場の概要について

貴事業場名					
ご担当者	氏名	部署 役職 連絡先			
貴事業場の労働者数	人（うちトラック運転者数 人）				
貴事業場の保有車両数	大型	台、	中型	台、	小型 台、その他 台

問2. 労働時間管理について

貴事業場では、トラック運転者の労働時間管理は、どのような方法で行っていますか。該当する番号に○印をつけて下さい。

1. 全ての車両にデジタルタコグラフを装着して管理している。
2. 大型車等タコグラフの装着義務付け車両にはデジタルタコグラフを装着して管理し、それ以外は、運転日報で管理している。
3. 大型車等タコグラフの装着義務付け車両でもデジタルタコグラフは一部の装着で、運転日報で管理している。
4. デジタルタコグラフは装着しておらず、全て運転日報で管理している。
5. その他（具体的に _____）

問3. 運送事業者は「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（以下「改善基準告示」。）を遵守する必要があります。

以下では、貴事業場のトラック運転者について「過去1年間の状況」を自己診断し、該当する番号に○印をつけて下さい。

(1) 1か月の拘束時間について

トラック運転者の1か月の拘束時間は293時間以内としていますか。又は、これを延長する場合、書面による労使協定を締結し、293時間を超える月は1年のうち6か月までとし、1年間の拘束時間が3,516時間を超えない範囲内で、1か月の拘束時間を320時間以内としていますか。

書面による労使協定を締結していない		書面による労使協定を締結し、1か月の拘束時間（293時間）を延長している			
1か月の拘束時間は293時間以内である	1か月の拘束時間が293時間を超える場合がある	1か月の拘束時間は320時間以内で、延長した月が1年のうち6か月以下であり、1年間の拘束時間は3,516時間以内である	1か月の拘束時間が320時間を超える場合がある	延長した月が、1年のうち6か月を超えている	1年間の拘束時間が3,516時間を超えている
1	2	3	4	5	6

※2、4、5、6については改善が必要です。

(2) 1日の拘束時間について

トラック運転者の1日(始業時刻から起算して24時間をいう。)の拘束時間は13時間以内とし、これを延長する場合であっても16時間以内としていますか。

1日の拘束時間は13時間以内である	1日の拘束時間は13時間を超える場合があるが、16時間以内である	1日の拘束時間が16時間を超える場合がある
1	2	3

※3については改善が必要です。

(3) 1日の拘束時間(13時間)の延長の回数について

トラック運転者の1日の拘束時間(13時間)を延長する場合、15時間を超える回数は1週間につき2回以内としていますか。

※(2)で「2」または「3」に○印をつけていただいた方のみご回答下さい。

1週間につき2回以内である	1週間につき2回を超える場合がある
1	2

※2については改善が必要です。

(4) 休息期間について

トラック運転者の勤務と次の勤務の間の休息期間(使用者の拘束を受けない期間をいう)を、継続8時間以上与えていますか。

休息期間は継続8時間以上である	休息期間が継続8時間未満の場合がある
1	2

※2については改善が必要です。

(5) 分割休息期間について

トラック運転者の勤務と次の勤務の間の休息期間を分割して与える場合、1日において1回当たり継続4時間以上、合計10時間以上与えていますか。

業務の必要上、勤務の終了後に継続した8時間以上の休息期間を与えることが困難な場合には、一定期間(原則として2週間から4週間程度、やむを得ない場合でも2か月程度の期間を限度)における全勤務回数の2分の1の回数を限度として、休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間の経過直後に分割して与えることができます。分割された休息期間は、1日(始業時刻から起算して24時間をいう)において1回当たり継続4時間以上、合計10時間以上でなければなりません。

分割休息を採用していない	分割休息は1回当たり継続4時間以上、合計10時間以上である	分割休息が1回当たり継続4時間未満または合計10時間未満の場合がある
1	2	3

※3については改善が必要です。

(6) 1日の運転時間について

トラック運転者の1日の運転時間は、2日(始業時刻から起算して48時間をいう)を平均して1日当たり9時間以内としていますか。

1日の運転時間は9時間以内である	1日の運転時間が9時間を超える場合がある
1	2

※2については改善が必要です。

【参考】改善基準告示に違反するか否かの判断方法は、下記の2つの式に当てはめた場合に、そのいずれも9時間を超える場合には改善が必要です。

$$\frac{(\text{特定日の前日の運転時間})+(\text{特定日の運転時間})}{2}, \frac{(\text{特定日の運転時間})+(\text{特定日の翌日の運転時間})}{2}$$

(7) 1週間の運転時間について

トラック運転者の2週間を平均した1週間当たりの運転時間は44時間以内としていますか。

1週間の運転時間は44時間以内である	1週間の運転時間が44時間を超える場合がある
1	<input type="checkbox"/>

※2については改善が必要です。

(8) 連続運転時間について

トラック運転者の連続運転時間を、4時間以内としていますか。

連続運転時間は4時間が限度です。運転の中断は、①連続した30分以上とする、②1回が連続10分以上で、かつ、合計が30分以上となるように分割する、のいずれでも構いません。

連続運転時間は4時間以内である	運転の中断はあるが、その合計時間が30分未満の場合であり連続運転時間が4時間を超えている	運転の中断時間なしに連続運転時間が4時間を超えている場合がある
1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※2、3については改善が必要です。

※上記の問3で、改善が必要な項目があった場合は次の問4. にお答え下さい。

※上記の問3で、改善が必要な項目がなかった場合は13ページの間10. 以降の間にお答え下さい。

問4. 問3. で、改善が必要な項目があった現場で、その要因はどこにあるとお考えですか。該当する番号全てに○印をつけて下さい。(複数回答可)

1. 発荷主からのオーダーに合わせた効率的な運行計画が作れない。
2. ドライバーが指示通りに運行しない。
3. 労働時間管理が正確ではない。
4. 運転日報への記入が不正確である。
5. 発荷主からの発注等オーダーが厳しい。
6. 発荷主先で手待ち時間が発生する。
7. 配送先(着荷主)で手待ち時間が発生する。
8. その他

(具体的に)

問5. 問3. で、改善が必要な項目があった現場は、今回の改善事業の対象となる荷主グループ(真の荷主企業および元請け運送事業者)の業務の影響がありますか。該当する番号に○印をつけて下さい。

1か月の拘束時間について	1. 影響がある	2. 影響はない
1日の拘束時間について	1. 影響がある	2. 影響はない
1日の拘束時間(13時間)の延長の回数について	1. 影響がある	2. 影響はない
休息期間について	1. 影響がある	2. 影響はない
分割休息期間について	1. 影響がある	2. 影響はない
1日の運転時間について	1. 影響がある	2. 影響はない
1週間の運転時間について	1. 影響がある	2. 影響はない
連続運転時間について	1. 影響がある	2. 影響はない

問6. 今回の改善事業の対象となる荷主グループの業務に従事するトラック運転者の労働時間等の実態を、それぞれチェックして下さい。

具体的には、平成28年6月分の実績から、各労働時間の項目が「最も長い運転者」及び「平均的な運転者」について該当する数値をそれぞれ記入して下さい。なお、「その運転者の勤務体系を、下表の選択肢から選び、番号を記入して下さい。

※休息期間のみ、「最も短い運転者」の実態を記入して下さい。

労働時間の項目	最も長い運転者		平均的な運転者	
	具体的な時間	勤務体系	具体的な時間	勤務体系
1か月の拘束時間	時間		時間	
1日の拘束時間	時間		時間	
休息期間	※ ここだけは、「最も短い運転者」の実態を記入して下さい。 時間		時間	
1日の運転時間	時間		時間	
1週間の運転時間	時間		時間	
連続運転時間	時間		時間	
1日の手待ち時間	時間		時間	
1か月の総労働時間	時間		時間	
1か月の時間外労働時間	時間		時間	

勤務体系の選択肢	1. 長距離貨物輸送を担当 2. 日帰り貨物輸送を担当 3. 長距離及び日帰りの両方を担当
----------	---

問7. 今回の改善事業の対象となる荷主グループの業務に従事するトラック運転者の労働時間について、何か問題が生じていますか。該当する番号全てに○印をつけて下さい。(複数回答可)

1. 発荷主の出荷時間が遅れ、手待ち時間が発生する。
2. 発荷主からの配車指示が遅く、計画的配車ができない。
3. 発荷主からの配車指示が突発的で計画的配車ができない。
4. 発荷主の要求するリードタイム（輸送時間）が短すぎる。
5. 配送先（着荷主）の庭先での荷役に時間がかかる。
6. 配送先（着荷主）で手待ち時間が発生する。
7. 高速道路を走行せず、一般道路を走行している。
8. その他

{

※上記の設問で○印をつけた項目についてのみ、次の設問でそれぞれ具体的な状況を記入して下さい。

問8. 問7. での問題について、具体的に、どこで、どのような頻度で、どの程度の時間発生しているか、何が原因で発生するかについて、「現在わかる範囲で」具体的な状況を記入して下さい。

※問7. で○印をつけていただいた項目についてのみご回答いただければ結構です。

【1. 発荷主の出荷時間が遅れ、手待ち時間が発生する。】

①手待ち時間は、「どこで」発生していますか。

(例えば、工場の出荷窓口、倉庫や物流センターの出荷窓口 等々)

②手待ち時間は、それぞれの発生場所で「どのような頻度で」発生していますか。

(例えば、毎日または毎回、1週間に○回程度、月に○回程度 等々)

③手待ち時間は、それぞれの発生場所で「どの程度の時間」、発生していますか。

(例えば、工場の出荷窓口で毎回○分程度 等々)

④手待ち時間は、それぞれの発生場所でどのような原因から発生していますか。

(例えば、積込みの車両が滞留しているため、順番待ちが発生するため 等々)

【2. 発荷主からの配車指示が遅く、計画的配車ができない。】

①配車指示の遅れは、どこからのものですか。

(例えば、真の荷主の工場の出荷担当者、元請運送事業者の当該業務の担当者 等々)

②配車指示の遅れは、それぞれの発生場所でどのような頻度で発生していますか。

(例えば、毎日または毎回、1週間に○回程度、月に○回程度 等々)

③配車指示の遅れは、それぞれの発生場所でどの程度の時間、発生していますか。

(例えば、工場の出荷窓口で毎回○分程度 等々)

④配車指示の遅れは、それぞれの発生場所でどのような原因から発生していますか。

(例えば、製品の完成の遅れ、出荷作業の遅れ、連絡の遅れ 等々)

【3. 発荷主からの配車指示が突発的で計画的配車ができない。】

①突発的な配車指示は、どこからのものですか。

(例えば、真の荷主の工場の出荷担当者、元請運送事業者の当該業務の担当者 等々)

②突発的な配車指示は、それぞれの発生場所でどのような頻度で発生していますか。

(例えば、毎日または毎回、1週間に○回程度、月に○回程度 等々)

③突発的な配車指示は、それぞれの発生場所でどのように発生していますか。

(例えば、急な行き先の変更、出荷の停止、緊急出荷、貨物量の増加、貨物量の減少 等々)

④突発的な配車指示は、それぞれの発生場所でどのような原因から発生していますか。

(例えば、販売先からの要請で、荷主の社内の事情で 等々)

【4. 発荷主の要求するリードタイム（輸送時間）が短すぎる。】

①短すぎるリードタイムは、どこへのものですか。

（例えば、配送先の物流センター（具体的に〇〇）で、配送先の店舗（具体的に〇〇）で 等々）

②短すぎるリードタイムは、それぞれの発生場所でどのような頻度で発生していますか。

（例えば、毎日または毎回、1週間に〇回程度、月に〇回程度 等々）

③短すぎるリードタイムは、それぞれの発生場所でどのように発生していますか。

（例えば、配送先の物流センター（具体的に〇〇）まで片道 $\Delta\Delta$ kmが $\square\square$ 時間で 等々）

④短すぎるリードタイムは、それぞれの発生場所でどのような原因から発生していますか。

（例えば、配送先への到着時間厳守のため、途中の渋滞等による時間を考慮していないため 等々）

【5. 配送先（着荷主）の庭先での荷役に時間がかかる。】

①荷役に時間がかかる配送先は、どこですか。

（例えば、配送先の物流センター（具体的に〇〇）で、配送先の店舗（具体的に〇〇）で 等々）

②配送先の荷役に時間がかかる場合、それぞれの発生場所でどのような頻度で発生していますか。

（例えば、毎日または毎回、1週間に〇回程度、月に〇回程度 等々）

③配送先の荷役に時間がかかる場合、それぞれの発生場所でどの程度の時間、発生していますか。

（例えば、配送先の物流センターで毎回〇分程度 等々）

④配送先の荷役に時間がかかる場合、それぞれの発生場所でどのような原因から発生していますか。

（例えば、手卸しのため、フォークリフトの台数が少ないため、運送会社が棚への積みつけまで行うため 等々）

【6. 配送先（着荷主）で手待ち時間が発生する。】

①手待ち時間は、どこで発生していますか。

（例えば、配送先の物流センター（具体的に〇〇）で、配送先の店舗（具体的に〇〇）で 等々）

②手待ち時間は、それぞれの発生場所でどのような頻度で発生していますか。

（例えば、毎日または毎回、1週間に〇回程度、月に〇回程度 等々）

③手待ち時間は、それぞれの発生場所でどの程度の時間、発生していますか。

（例えば、配送先の物流センターで毎回〇分程度 等々）

④手待ち時間は、それぞれの発生場所でどのような原因から発生していますか。

（例えば、積込みの車両が滞留しているため、順番待ちが発生するため 等々）

【7. 高速道路を走行せず、一般道路を走行している。】

①一般道路の走行により時間を要している運行ルートはどこへのものですか。

(例えば、配送先の物流センター(具体的に〇〇)まで、配送先の店舗((具体的に〇〇)まで 等々)

②その運行ルートの輸送は、それぞれどのような頻度で発生していますか。

(例えば、毎日または毎回、1週間に〇回程度、月に〇回程度 等々)

③一般道路を利用することにより、どの程度、運行時間が余分にかかっていますか。

(例えば、配送先の物流センター(具体的に〇〇)まで片道△△kmが□□時間で 等々)

④高速道路を利用せず、一般道路を利用しているのは、どのような原因からですか。

(例えば、高速道路料金を収受できないため、自社内のコスト削減のため 等々)

【8. その他】

①その影響は、どこで発生していますか。

②その影響は、それぞれの発生場所でどのような頻度で発生していますか。

③その影響は、それぞれの発生場所でどの程度の時間、発生していますか。

④その影響は、それぞれの発生場所でどのような原因から発生していますか。

問9. 問7で生じている問題について、真の荷主企業、あるいは元請の運送事業者にどのような協力を仰げば、改善基準告示を遵守でき、労働時間が短縮できるとお考えですか。該当する番号全てに○印をつけて下さい。(複数回答可)

1. 発荷主での荷役の機械化等による荷役時間の削減
2. 着荷主での荷役の機械化等による荷役時間の削減
3. 発荷主・着荷主での商慣行の改善 (具体的に)
4. 発注時刻の厳守・見直し
5. 出荷時刻の厳守・見直し
6. 発荷主での荷役作業の削減・解放
7. 配送先 (着荷主) での荷役作業の削減・解放
8. 配送先 (着荷主) への配達指定時刻の延長・柔軟化
9. 配送先 (着荷主) での手待ち時間の削減への口添え
10. 発荷主での物流施設の拡充・整備
11. 配送先 (着荷主) での物流施設の拡充・整備
12. その他 (具体的に)

問10. トラック運転者の労働時間や拘束時間が長くなることによって、運送コストへの影響はどのようにお考えですか。該当する番号の1つに○印をつけて下さい。

1. 全く影響はない。
2. 多少は影響がある。
3. 大いに影響がある。
4. わからない。

問11. 問10. で、「2」または「3」に○とお答えの場合、そのコストは誰が負担していますか。該当する番号の1つに○印をつけて下さい。

1. 荷主企業が負担している
2. 元請け運送事業者が負担している。
3. 荷主企業、元請運送事業者、実運送事業者 (当社) がそれぞれ負担している。
4. 元請運送事業者と実運送事業者 (当社) の双方が負担している。
5. 実運送事業者 (当社) が負担している。
6. わからない
7. その他 (具体的に)

問12. 問11. で、「3」、「4」、「5」に○とお答えの場合、貴事業場ではそのコストをどのような形で負担していますか。該当する番号全てに○印をつけて下さい。(複数回答可)

1. 会社の利益を少なくする。
2. 労働者の賃金水準を下げる。
3. 経営の効率化を図る。
4. その他 (具体的に)

問13. 貴事業場では、本事業の対象とする荷役作業、付帯作業は誰が担当していますか。項目毎に該当する番号の1つに○印をつけて下さい。

荷役作業の内容	発荷主が担当	運送事業者が担当	配送先（着荷主）が担当
積み込み	1	2	3
荷卸し	1	2	3
その他付帯作業（棚入れ、商品仕分け、検品等、下欄に具体的にご記入下さい）	—	—	—
	1	2	3
	1	2	3
	1	2	3

問14. 前の問13. で、「2」に○とお答えの場合、その作業依頼状況について、項目毎に該当する番号の1つに○印をつけて下さい。

荷役作業の内容	契約を书面化している	口頭で依頼されている	事前連絡なくその場で依頼されている
積み込み	1	2	3
荷卸し	1	2	3
その他付帯作業（棚入れ、商品仕分け、検品等、下欄に具体的にご記入下さい）	—	—	—
	1	2	3
	1	2	3
	1	2	3

問15. その他、改善基準告示の遵守に向けて、自社で必要と考えられる取組みがございましたら、お考えをお聞かせ下さい。

問16. 改善基準告示が『遵守できている』現場でも、トラック運転者の労働時間をもっと短くしたい事例はありますか。また、改善基準告示を遵守するために工夫している取組みがありますか。ある場合には、具体的にお聞かせ下さい。

◆ご協力ありがとうございました◆

トラック運転者の労働条件に関する自己診断チェックリスト

問1. 貴事業場名・ご担当者について

貴事業場名		
ご担当者	氏名	部署名 役職名 ご連絡先

問2. 貴事業場では、貴事業場に配送している運送事業者のトラック運転者の過重労働防止等労働条件の改善について、どのようにお考えですか。該当する番号の1つに○印をつけて下さい。

1. 仕入元（発荷主）が主体となって解決すべき問題である。
2. 自社（着荷主）が主体となって解決すべき問題である。
3. 運送事業者が主体となって解決すべき問題である。
4. 仕入元（発荷主）と自社（着荷主）が一体となって解決すべき問題である。
5. 仕入元（発荷主）と運送事業者が一体となって解決すべき問題である。
6. 自社（着荷主）と運送事業者が一体となって解決すべき問題である。
7. 現状でよい。

問3. 貴事業場では、貴事業場に配送している運送事業者のトラック運転者の過重労働防止等労働条件の改善のために、取組みを行ったことがありますか。該当する番号の1つに○印をつけて下さい。

1. 取組みを定期的に行っている。
2. 取組みを過去に行った。
3. 取組みを行ったことはない。

問4. 問3. で『1』または『2』に○とお答えの場合、具体的にどのような取組みを行ったかお答えください。該当する番号の1つに○印をつけて下さい。

1. 元請運送事業者と協議を行った。
2. 実運送事業者と協議を行った。
3. 元請運送事業者、実運送事業者と協議を行った。
4. 仕入元（発荷主）と協議を行った。
5. その他

（具体的に

問5. 貴事業場では、トラック運転者の過重労働防止等労働条件の改善のために、貴事業場に配送している運送事業者から申し入れを受けたことがありますか。該当する番号の1つに○印をつけて下さい。また、申し入れ内容をご記入ください。

1. 元請運送事業者から申し入れを受けた。
2. 実運送事業者から申し入れを受けた。
3. 元請運送事業者、実運送事業者双方から申し入れを受けた。
4. 仕入元（発荷主）から申し入れを受けた。
5. 申し入れを受けたことはない。

（申し入れの具体的内容
（例；配送先の手待ち時間短縮、到着時間の変更など）

問6.トラック運転者は「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下「改善基準告示」)を遵守する必要があります。貴事業場では、「改善基準告示」の内容をご存知ですか。該当する番号の1つに○印を付けて下さい。

1. 改善基準告示の詳しい内容を知っている。
2. 改善基準告示のおおよその内容は知っている。
3. 改善基準告示の存在は知っているが、内容までは知らない。
4. 改善基準告示の存在も内容も知らない。

問7. 問6で『1』または『2』とお答えになった方は、下記の「改善基準告示」の内容について、該当する番号の1つに○印を付けて下さい。

問6. で『3』または『4』とお答えになった方は問7. はご回答いただかなくて結構ですが、下記の「改善基準告示の内容」をお読み下さい。

改善基準告示の内容		知っている	知らない
1か月の拘束時間について	自動車運転者の1か月の拘束時間は293時間以内。又は、これを延長する場合、書面による労使協定を締結し、293時間を超える月は1年のうち6か月までとし、1年間の拘束時間が3,516時間を超えない範囲内で、1か月の拘束時間を320時間以内とする。	1	2
1日の拘束時間について	自動車運転者の1日(始業時刻から起算して24時間をいう。)の拘束時間は13時間以内とし、これを延長する場合であっても16時間以内とする。	1	2
1日の拘束時間(13時間)の延長の回数について	自動車運転者の1日の拘束時間(13時間)を延長する場合、15時間を超える回数は1週間につき2回以内とする。	1	2
休息期間について	自動車運転者の勤務と次の勤務の間の休息期間(使用者の拘束を受けない期間をいう)を、継続8時間以上与える。	1	2
分割休息期間について	自動車運転者の勤務と次の勤務の間の休息期間を分割して与える場合、1日において1回当たり継続4時間以上、合計10時間以上与える。	1	2
1日の運転時間について	自動車運転者の1日の運転時間は、2日(始業時刻から起算して48時間をいう)を平均して1日当たり9時間以内とする。	1	2
1週間の運転時間について	自動車運転者の2週間を平均した1週間当たりの運転時間は44時間以内とする。	1	2
連続運転時間について	自動車運転者の連続運転時間を、4時間以内とする。 運転の中断は、①連続した30分以上とする、 ②1回が連続10分以上で、かつ、合計が30分以上となるように分割する、のいずれでも構わない。	1	2

問8. 本事業の対象とする委託元の運送事業者のトラック運転者は、「改善基準告示」を遵守できていると思いますか。該当する番号の1つに○印をつけて下さい。

1. 全て守れていると思う。
2. 概ね守れていると思う。
3. 守れていない項目があると思う。
4. あまり守られていないと思う。
5. 知らない・わからない。

問9. 問8. で『3』または『4』に○とお答えの場合、守れない要因はどこにあるとお考えですか。該当する番号全てに○印をつけて下さい。(複数回答可)

1. 運送事業者側で荷主からのオーダーに合わせた効率的な運行計画が作れない。
2. ドライバーが指示通りに運行しない。
3. 運送事業者側の労働時間管理が正確ではない。
4. ドライバーの運転日報への記入が不正確である。
5. 仕入元(発荷主)からの発注等オーダーが厳しい。
6. 仕入元(発荷主)先で手待ち時間が発生する。
7. 自社(着荷主)で手待ち時間が発生する。

8. その他 (具体的に

問10. トラック運転者の労働時間や拘束時間が長くなることによって、運送コストへの影響はどのようにお考えですか。該当する番号の1つに○印をつけて下さい。

1. 全く影響はない。
2. 多少は影響がある。
3. 大いに影響がある。
4. わからない。

問11. 問10. で、『2』または『3』に○とお答えの場合、そのコストは誰が負担していますか。該当する番号の1つに○印をつけて下さい。

1. 着荷主である当社が負担している。
2. 発荷主である仕入元が負担している。
3. 着荷主である当社と運送事業者の双方で負担している。
4. 発荷主である仕入元がと運送事業者の双方で負担している。
5. 運送事業者が負担している。

6. わからない

7. その他 (具体的に

問12. 貴事業場では、「荷主勧告制度（※）」の内容をご存知ですか。該当する番号の1つに○印をつけて下さい。

※「荷主勧告制度」とは、トラック運送事業者が行った過積載運行等の違反行為について、荷主が指示するなど荷主の主体的な関与があった場合に、国土交通省が当該荷主に対して是正措置を勧告し、トラック運送事業者の違反行為の再発防止を図る制度。荷主名及び事案の概要が公表されるものです。

1. 詳しい内容を知っている。
2. おおよその内容を知っている。
3. 存在は知っているが、内容までは知らない。
4. 存在も内容も知らない。

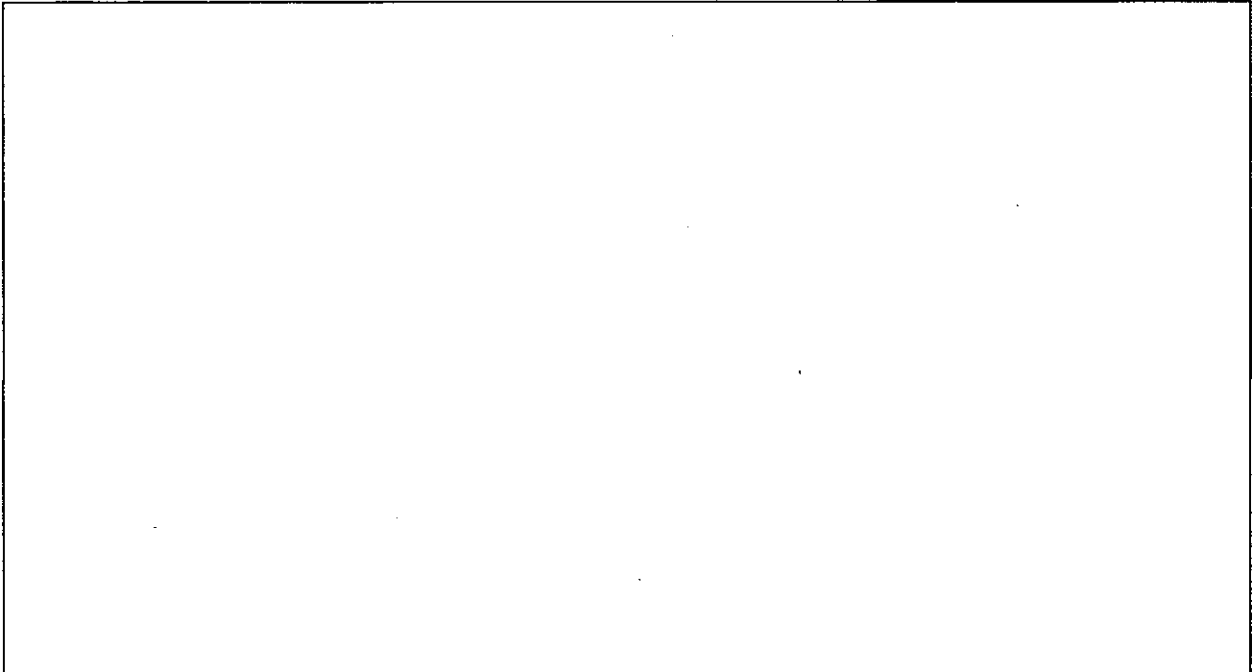
問13. 貴事業場では、本事業の対象とする荷役作業、付帯作業は誰が担当していますか。項目毎に該当する番号の1つに○印をつけて下さい。

荷役作業の内容	仕入元（発荷主）が担当	運送事業者が担当	自社（着荷主）が担当
積込み	1	2	3
荷卸し	1	2	3
その他付帯作業（棚入れ、商品仕分け、検品等、下欄に具体的にご記入下さい）	—	—	—
	1	2	3
	1	2	3
	1	2	3

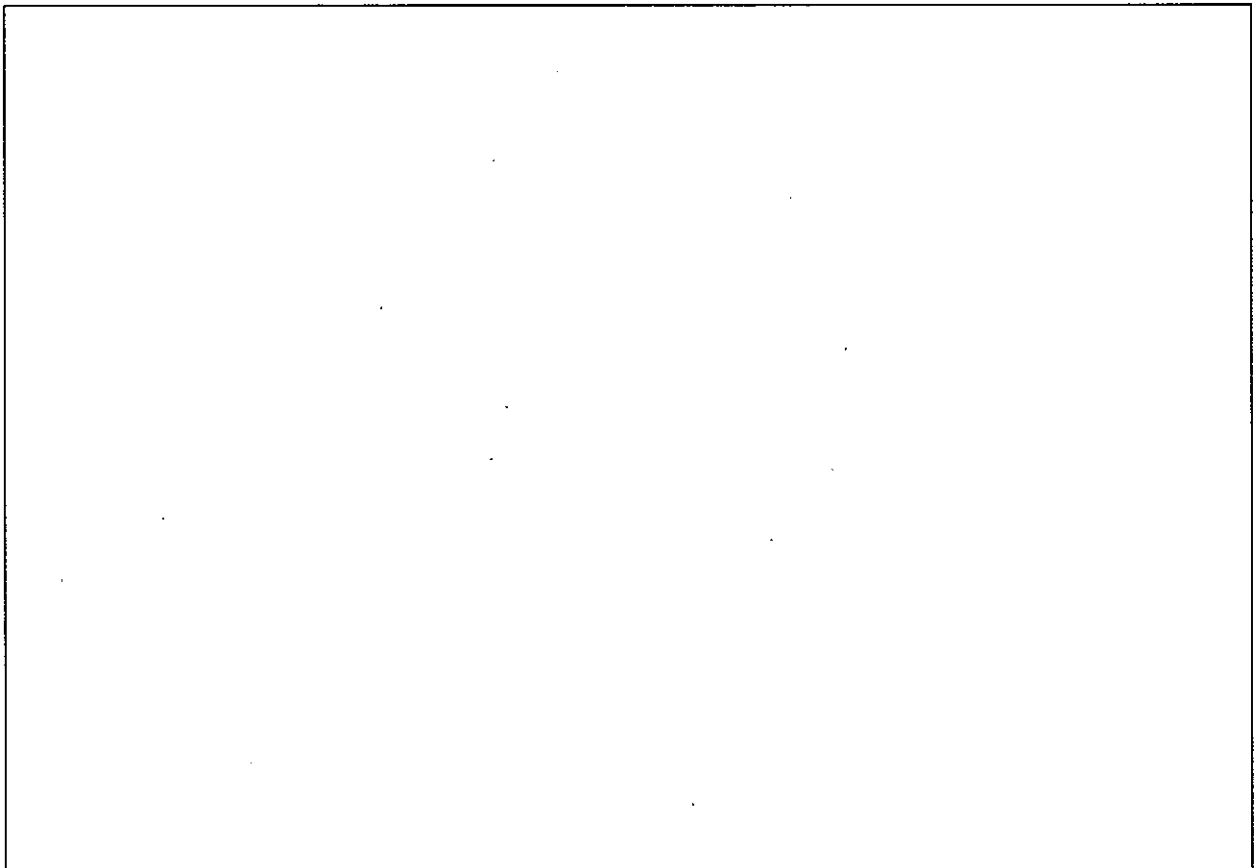
問14. 問13. で、『2』に○とお答えの場合、その作業依頼状況について、項目毎に該当する番号の1つに○印をつけて下さい。

荷役作業の内容	契約を書面化している	口頭で依頼している	事前連絡なくその場で依頼している
積込み	1	2	3
荷卸し	1	2	3
その他付帯作業（棚入れ、商品仕分け、検品等、下欄に具体的にご記入下さい）	—	—	—
	1	2	3
	1	2	3
	1	2	3

問15. これまでにトラック運転者の労働時間の短縮化に向けて工夫、配慮をされたことはあるでしょうか。また、短縮化に向けて、お気づきの点やお考え、ご意見等ございましたら、何なりとご自由にご記入下さい。



問16. 本事業の対象とする委託元の運送事業者のトラック運転者の労働時間等について、お気づきの点やお考え、ご意見等ございましたら、何なりとご自由にご記入下さい。



◆ご協力ありがとうございました◆